

所有権留保における留保所有権者の義務および責任

一最三小判平成21年 3月10日民集63巻 3号385頁・判時2054号37頁・判タ1306号217頁・金判1314号24頁一

今 尾 真

はじめに—問題の所在

所有権留保や譲渡担保などの権利留保・移転型担保（以下、「所有権担保」と一括する）において、特にその効力をめぐって議論が活発に展開され、それなりに判例も集積しているが、担保権者が第三者に対して負担する義務や責任という面についてはほとんど論じられてこなかった*1。

かかる状況下で、本判決は、所有権留保における留保所有権者が留保目的物が第三者たる他人の土地を占有していた場合にいかなる義務または責任を負うかについて、最高裁として初めて判断を下した点で注目される。

- (1) 所有権留保の法的性質および効力をあらためて検証する素材を提供したという点。
- (2) こうした判断が他の権利移転型担保にも影響を及ぼすか否かという点。
- (3) 本件は第三者からの物権的請求権が行使されており物権的請求権の行使の相手方およびその行使要件いかにんという点。

1 事実と判旨

【事件の概要】

平成15年10月29日、Aは、駐車場所有者のXとの間で、車両の駐車目的で当該駐車場の1区画（以下「本件土地」という）を月額5000円で借り受ける契約を締結した（以下「本件賃貸借契約」という）。平成15年11月22日、Aは、信販会社Xとの間で、Aが自動車販売店から自動車（以下「本件車両」という）を購入するに際して、その代金をYが立替払いすることを目的とする、いわゆるオートローン契約を締結した（以下「本件立替払契約」という）。本件立替払契約は、Yの立替払いにより生ずるAの債務を頭金のほか60回に分割して支払うこと、本件車両の所有権は、自動車販売店からYに移転しAが債務をYに弁済するまでその担保として留保されること、分割金の不払いなど期限の利益を喪失したときは事由のいかんを問わずYの留保所有権に基づく本件車両の引渡し応じること、本件車両の売却金をもってYに対する債務に充当することなどを内容としていた。Aが平成16年12月分以降の賃料を支払わなくなったので、Xは本件賃貸借契約を解除し、平成18年5月10日に同契約は終了したが、本件車両は本件土地に駐車されたままであった。またAはYに対する分割金も不払いであった。Xは、Aに対する本件土地の明渡し等を命じた確定判決に基づき、Aの給料債権を差し押さえたが、Aが勤務先を退職していたのでその差押命令は取り下げられた。そこで、Xは、Yに対してYが本件車両の留保所有権を有し本件土地を占有

していること等を理由に、本件車両の撤去・土地明渡しおよび未払賃料相当額の損害賠償を求めて訴えを提起したのが本件である。

原審は、Yの本件車両に対する留保所有権は実質的には担保権の性質を有するもので、本件車両の占有使用権能を包含する通常の所有権がYに帰属しているわけではないとして、Xの請求を棄却した。そこでX上告。

【論点】 いわゆるオートローン契約における自動車の留保所有権を有する信販会社は、当該自動車が第三者の土地に放置された場合に、その撤去義務および損害賠償責任を負うか。

【判旨】 破棄差戻し。

「本件立替払契約によれば、Yが本件車両の代金を立替払することによって取得する本件車両の所有権は、本件立替金債務が完済されるまで同債務の担保としてYに留保されているところ、Yは、Aが本件立替金債務について期限の利益を喪失しない限り、本件車両を占有、使用する権原を有しないが、Aが期限の利益を喪失して残債務全額の弁済期が経過したときは、Aから本件車両の引渡しを受け、これを売却してその代金を残債務の弁済に充当することができることになる。

動産の購入代金を立替払する者が立替金債務が完済されるまで同債務の担保として当該動産の所有権を留保する場合において、所有権を留保した者（以下、「留保所有権者」といい、留保所有権者の有する所有権を「留保所有権」という。）の有する権原が、期限の利益喪失による残債務全額の弁済期（以下「残債務弁済期」という。）の到来の前後で上記のように異なるときは、留保所有権者は、残債務弁済期が到来するまでは、当該動産が第三者の土地上に存在して第三者の土地所有権の行使を妨害しているとしても、特段の事情がない限り、当該動産の撤去義務や不法行為責任を負うことはないが、残債務弁済期が経過した後は、留保所有権が担保権の性質を有するからといって上記撤去義務や不法行為責任を免れることはないと解するのが相当である。なぜなら、上記のような留保所有権者が有する留保所有権は、原則として、残債務弁済期が到来するまでは、当該動産の交換価値を把握するにとどまるが、残債務弁済期の経過後は、当該動産を占有し、処分することができる権能を有するものと解されるからである。もっとも、残債務弁済期の経過後であっても、留保所有権者は、原則として、当該動産が第三者の土地所有権の行使を妨害している事実を知らなければ不法行為責任を問われることはなく、上記妨害の事実を告げられるなどしてこれを知ったときに不法行為責任を負うと解するのが相当である。」

2 本判決の論理構成—原審判決との対比を踏まえて

(1) 第1審・原審判決

ア. 第1審（千葉地判平成18.11.27金判1314号29頁）

本件車両の登録事項等証明書にはYが所有者として記載されているが、それは本件立替払契約に基づきYが「立替払債務を担保する目的で本件車両の所有権を留保しているから」

で、「所有権留保権者であるYは、債権回収の妨げにならない限り本件車両の使用は契約の相手方（立替払債務完済により所有権を取得する買主）であるAに委ねられているものと認められるから、Yが本件車両につき所有権を留保しているからといって、本件車両が駐車されている本件土地を占有していると認めることはできない」。

イ. 原審（東京高判平成19.12.6 金判1414号27頁）

「Yは、Aに対する立替払債権を担保するために本件車両の所有権を留保しているにすぎず、その留保所有権は、実質的には本件車両の担保価値を把握する機能を有する担保権の性質を持つにすぎず、Aが期限の利益を失った場合であっても、Yが、上記の権限を有することは別としてAから本件車両を引き揚げてこれを占有保管すべき義務を負うということとはできないから、本件車両の占有使用を権能として包含する法的に通常の所有権がYに帰属しているとはいえない。したがって、上記留保所有権が法的に通常の所有権であることを前提とするXの上記主張は、前提を欠き、失当というほかない。また、上記の認定事実にも照らしても、現時点において、本件車両の所有権がYに帰属していることを肯定することはできない」。

ウ. 両者の判断の異同

- ① 両者とも所有権留保の担保の性質を重視する判断枠組みを採用。
- ② 原審は、所有権留保が実行段階にあるかどうかの区別を一応意識した上で、弁済期限到来後であっても所有権留保における留保所有権の性質は変わらないとしている点で、第1審と比べて幾分緻密な構成を採用。

【注】 この点は、逆に弁済期限到来後（実行段階）でも留保所有権の性質が変わらないということに着目すれば、そうした区別をあえてしないことを強調しているようにも読める*2。

(2) 本判決

- ア. 留保所有権者は、残債務弁済期が到来するまでは、当該動産の交換価値を把握するにとどまるが、残債務弁済期の経過後は、当該動産を占有し、処分することができる権能（換価処分権能ないし占有処分権能）を有するとして、目的物の撤去義務および不法行為責任を免れることはできないとした。
- イ. 留保所有権者の有する権限が、残債務弁済期限の到来の前後で異なることを根拠に（到来前は交換価値把握権能、到来後は換価処分権能＝占有処分権能）、撤去義務および不法行為責任の有無を判断するとの基準を提示。ただし、不法行為責任は、妨害の事実を留保所有権者が知ったときから負担すべきとした。

(3) 本判決が提起した問題

- ア. 物権的請求権との関係

- ① 土地の無権原占有建物の登記名義人に対して土地明渡請求を認めた最三小判平成6.2.8民集48巻2号373頁（以下、「平成6年最判」という）との関係が問題。
- ② 他人の物（土地）に対する所有権担保（買戻し・譲渡担保）の目的物による占有が問題となった判例（最二小判昭和40.12.17民集19巻9号2159頁〔以下、「昭和40年最判」という〕や最小判平成9.7.17民集51巻6号2882頁〔以下、「平成9年最判」という〕）との関係も問題。

イ. 不法行為責任との関係

- ① 不法行為の成立時期・範囲は、留保所有権者が目的物による妨害の事実を知ったときとして慎重判断。
→こうした判断に関する理由が付されていない点は物足りない*3。
- ② 留保所有権者が運行供用者に当たらないとして自動車事故の責任を否定した最一小判昭和46.1.26民集25巻1号126頁（以下、「昭和46年最判」という）との関係。

ウ. 小括

- ① 所有権留保を担保権とする点では、第1審・原審と最高裁とも共通するが、結論の分かれ目は、留保所有権者が換価処分権能＝占有処分権能を取得した段階で、その地位ないし有する権能に変更を来したかどうかが決め手。
- ② 本件は、信販会社と顧客との立替払契約、販売会社と顧客との販売契約そして販売会社と信販会社との加盟店契約（ないし両者に契約がない場合には密接な関係が存するといわれる）などの複数の契約から成り立ついわゆる第三者与信型販売信用取引で利用される所有権留保が問題となったケースで、こうした類型の所有権留保が、動産の売主・買主の二当事者間で行われる割賦販売における所有権留保と同列に取り扱ってよいかも、検討の余地がある。→（後記4(1)参照）。

3 若干の検討

(1) 物権的請求権との関係

ア. 妨害排除請求権の相手方（被告適格）—従来の判例・学説

① 判例

i) 大判昭和5.10.31民集9巻1009頁

→家屋賃借人が他より借り入れた機械を賃借家屋に据え付け家屋の賃貸借契約終了後、当該機械を撤去しないで放置したときは、当該機械の所有者も妨害排除請求権の相手方になる。

ii) 大判昭和11.3.13民集15巻471頁*4

→他人の土地上の家屋の競落人が土地所有者から明渡請求を受けた場合に現在当該家屋にその前所有者が居住しているので不法占拠者ではないと抗弁してもその競落人が明渡請求の相手方になる。

② 学説

- a) 「現に妨害を生じさせている事実をその支配内に収めている者」*5
- b) 「妨害物の所有者または管理処分権を有する者」*6
- c) 「その妨害状態を終了させることができる者」*7
- d) 「妨害状態を除去しうべき地位にある者」*8
- e) 「現に妨害を生じさせている事実をその支配内におさめている者」*9

⇒従来の判例・学説からは、妨害状態を生じている土地や妨害物である動産に対する占有は、妨害排除請求の相手方たりうる必須の要件ではない*10ということが明らか。

イ. 平成6年最判との関係

平成6年最判が建物の登記名義人に対して明渡請求を一般的に承認したものではない（判例はあくまで実質的所有者説に立脚している）という点を重視すれば、本判決との関連性はないともいいうる*11。

Cf. 平成6年最判は、物権的請求権の相手方決定の判断に際して、妨害物の真実の所有者（実質的所有者）に対してのみ物権的請求権を行使しうるとの硬直的基準から脱して、具体的事情に応じて登記名義人にも行使しうるとして柔軟な判断基準を採用するに至ったと理解するならば*12、そして、従来の判例・学説におけるように物権的請求権（妨害排除請求）の被告適格として妨害物の占有は必須ではないという点に着目すれば、平成6年最判と本判決が一概に無関係ともいいきれないように思われる。しかも、妨害物の形式的であるとしても元所有者に対する物権的請求権の行使可否が問題となっている点に着目すれば、平成6年最判も本判決も事態は共通の面を有しているとも見ることができよう。

ウ. 昭和40年最判および平成9年最判との関係

① 結論の分かれ目……譲渡担保権者が建物の引渡しを受けて敷地を使用または収益しているか否か。

② 法的な説明法*13

- i) 信頼関係アプローチ→所有権担保の設定も賃借権の譲渡または転貸に当たるが、使用収益関係に変化がない場合には当事者間の信頼関係は破壊されていないとする構成（東京地判昭和34・6・11下民集10巻6号1217頁など）。
- ii) 譲渡担保アプローチ→建物の使用収益関係に変化がない以上、それに譲渡担保の設定を受けただけではそもそも賃借権の譲渡または転貸はないとの構成（東京高判昭和35.5.21高民13巻5号464頁・福岡高判昭和38.5.17下民集14巻5号974頁など）。

⇒昭和40年最判は譲渡担保アプローチを採用。

Cf. 平成9年最判は判旨の文言からは上記いずれのアプローチに立脚しているのか判然としない*14。

a) 譲渡担保アプローチから

→借地上の建物に質権が設定された事案で賃借権の譲渡または転貸に当たると判断した最判昭和50.11.27判時826号67頁の論理（質権設定のように、担保権者が担保物の現実の引渡を受ける場合には、担保物を物権的権原によって、占有・支配しているので、賃借権の譲渡または転貸に当たる）を援用して、同様の結論が本件でも導き出せる*15。

b) 事案の特色を重視する捉え方

→本件では、賃借人は建物から退去して行方不明になっており、地代は賃借人名義で譲渡担保権者が支払い、敷地を使用収益している以上、譲渡担保権者は賃借人と独立した土地の使用収益をなしているといえ、賃借権の譲渡または転貸に当たる*16。

c) 両アプローチの融合する捉え方から

→本来、建物に譲渡担保が設定されただけでは賃借権の譲渡または転貸に当たらない（譲渡担保アプローチ）が、本件のように担保目的物を譲渡担保権者が使用収益していれば信頼関係は破壊され（信頼関係アプローチ）、賃借権の譲渡または転貸に当たり、この場合目的物の所有権が確定的に譲渡担保権者に移転している必要はないとしたものである*17。

⇒これらの判例は、譲渡担保権者に目的物の現実の引渡しがあってその使用収益の有無が判断の決め手となっており、本判決の事案と対比すると、本判決では換価処分権能＝占有処分権能を取得しただけで目的物の現実の引渡しが無い以上、事案が異なるとの判断が妥当。

(2) 不法行為責任との関係

ア. 不法行為責任の成立範囲の限定

本件車両による妨害が買主（第三者）に起因すること*18、およびその妨害による損害（リスク）を土地所有者と留保所有権者のいずれが負担すべきかとの見地*19からは、穏当であるとの評価。

【注】 妨害の事実を留保所有権者が知ると、何故不法行為責任を負担することになるかは不明。

→留保所有権者が本件車両の換価処分権能＝占有処分権能を取得して以降は、本件車両が他人の土地に放置されそのことをもって他人の土地が妨害されているとの結果発生を認識ないし認容するに至った点（意図的不法行為*20）に非難可能性を求めることになろうか。

イ. 昭和46年最判との関係

→昭和46年最判は、確かに、留保所有権者は販売代金確保のためだけに所有権を留保したにすぎないこと（担保目的での所有権者）を理由に損害賠償責任を否定した判断枠組みは、本件の第1審判決におけるそれと類似しているが、ここでは、自賠法3条の運行供

用者として留保所有権者が自動車の運行支配および運行利益を有しているかが問題とされたので、この判決は本判決と直接には関連しないとの評価が正当*21。

(3) その他の問題＝買主と留保所有権者の義務・責任の関係

⇒両者は連帯して義務および責任を負担すべき*22。

(4) 本判決の評価

ア. 意義

最高裁として初めて留保所有権者が第三者に対するその目的物の撤去義務および不法行為を負うことがあることを明らかにし、その要件として残債務の弁済期以降との明快な基準を示した点に意義がある。

⇒《掘り下げ》物権的請求権の被告たる妨害物の所有権者概念の拡張・拡大といった傾向を看取？

イ. 理論的問題点

- ① 留保所有権者が目的物の換価処分権能＝占有処分権能を取得しただけで、その目的物の撤去義務ないしは不法行為責任を負担することになるとの理論的根拠は薄弱か*23
→所有権担保の“実行”観念との関係。
- ② 不法行為の成立に関して、妨害の事実を知ったことをもってその要件とする点も理論的に未解明。

ウ. 本判決の理解の仕方……平成6年最判の判断枠組みを参考に

① 視点

留保買主の無資力・行方不明に起因する土地所有権の侵害・損害費用（以下、「コスト」という）を当該土地の所有者と留保所有権者にどう振り分けるべきかという問題と捉える*24。

② 平成6年最判

従来判例法理を形式的に当てはめた場合に信義公平にもとる帰結が導かれるところ、これを回避するために柔軟な基準（実質的所有者でない登記名義人に対して物権的請求権を例外的に行使し得る）を措定。

③ 本判決の判断枠組み

留保買主（平成6年最判の実質的所有者に相当）の所為に起因する土地所有者に生ずるコストを、一定時期・一定段階以降、担保目的での所有権を有する留保所有権者（形式的所有者）に負担させることによって、そのコストを合理的に配分した（物権的請求権の被告適格の拡張）と捉えることができるのでは？*25。

4 本判決の射程

(1) 動産割賦販売における所有権留保

ア. 問題の所在

本件は、いわゆる第三者与信型販売信用取引において利用される所有権留保（以下、「第三者所有権留保」*26という）が問題となった事案である。そこで、本判決の射程が、動産の売主・買主の二当事者間で行われる割賦販売における所有権留保（以下、「売主所有権留保」という）にも及ぶかが問題となる。

イ. 信販会社と顧客との間に所有権留保を存続させるための法的説明

- ① 信販会社と顧客との間に顧客が購入した物件を目的物とする所有権留保の合意があるとする見解*27。
- ② 譲渡担保が設定されたとする見解*28
- ③ 信販会社が販売会社に立替払いした効果（法定代位の効果）として、販売会社の顧客に対する販売代金債権とそれを担保するための留保所有権が販売会社から信販会社に移転するとの見解。

ウ. 売主所有権留保に本判決の射程が及ぶか否か

本判決では、信販会社と顧客との間に所有権留保が存続していることを前提に議論が展開されている以上、本判決の射程は売主所有権留保の類型にも当てはまる*29。

Cf. 売主所有権留保につき目的物の売主による引き揚げに際して、売主・買主間の売買契約の解除が必要であるとする多数説*30を前提とする場合、本件のような第三者所有権留保については、信販会社と顧客間に売買契約が存在するわけではないので、本判決に対する異なった捉え方もあり得る。

(2) 譲渡担保

ア. 個別不動産の譲渡担保……最三小判平成6・2・22民集48巻2号414頁（以下、「平成6年最判②」という）

〈平成6年最判②〉

弁済期到来後に譲渡担保権者が譲渡担保目的物の処分を行った事案で、処分の相手方が背信的悪意者か否かにかかわらず、譲渡担保設定者はもはや債務を弁済して目的物を取り戻すことはできないと判示。

→被担保債権の弁済期到来以降は、譲渡担保権者は目的物の換価処分権能を取得する考え方が前提。

↓

残債務弁済期の到来以降は留保所有権者が換価処分権能＝占有処分権能を取得することを根拠に撤去義務および不法行為責任を負担するとして本判決の射程は、譲渡担保

にも及ぶ。

イ. 個別動産の譲渡担保

→平成6年最判②の射程が動産の譲渡担保にも及ぶことを前提*31とすれば、本判決の射程は個別動産の譲渡担保にも及ぶ。また、所有権留保と譲渡担保を同列の法的得取扱いに服さしめるべきと考え方*32を根拠に、本判決の射程は個別動産の譲渡担保に及ぶとする見方もある*33。

ウ. 流動動産の譲渡担保

① 及ぶとする見解

→目的物たる流動動産が貸倉庫に保管されている状況下で設定者が倒産した場合を想定して、譲渡担保権者が権利を放棄して倉庫使用料相当の損害賠償責任を免れることは、倉庫業者を害することになって公序良俗に反して許されない*34ことを理由に、本判決の射程が流動動産の譲渡担保にも及ぶとする*35。

② 私見

→流動動産の譲渡担保をめぐるのは、その法的構成、目的物の法的帰属関係および個別動産の譲渡担保との異同等、判例・学説とも理論的に未解明な部分が多いので、本判決の射程がこれに及ぶか否かは、今後の判例・学説の集積を待って判断すべきで、本判決の射程がこれに及ぶかどうかは慎重に検討すべき。

(3) ファイナンス・リース

ア. 所有権留保との類似点

ユーザーがリース料の支払いを怠った場合には、ユーザーに残存リース期間のリース料に相当する額の支払義務が発生し、リース業者は目的物件に対して有する所有権に基づいて当該目的物件を引き揚げることによって、残存リース料債権を回収することになるので、そこには所有権留保と同様の法律関係（所有権担保としての実質）を見出すことができる*36。

→本判決の射程もファイナンス・リースに及ぶすることも可能？*37

イ. ファイナンス・リースの特殊性

リースの目的物件の所有権はリース業者にあり、あくまでユーザーはその目的物件をリース業者から賃借。

→本判決と別の論理（目的物件の間接占有者＝所有者に対する物権的請求権行使という論理）で処理*38。

ウ. 賃貸借を前提としない法的処理

最二小判平成7・4・14民集49巻4号1063頁は、いわゆるフルペイアウト方式のファイナンス・リース契約については、毎月のリース料支払いとリース目的物件の利用とは対価関係に立たないとしており、リース業者とユーザーとの関係について賃貸借を前提とする法的処理を行わないとする*39。

→リース業者の間接占有が否定される可能性もあり、上記の論理で物権的請求権をリース業者に認めることは困難な事態も想定……こういった場合には本判決の射程がこれに及ぶ*40。

むすび……検討課題

- (1) 平成6年最判と本判決を関連させて読んでよいか？
- (2) 留保所有権者が換価処分権能＝占有処分権能を有すると何故物権的請求権の相手方になるのか理論構成？
- (3) 本判決における不法行為の成立要件をどう考えたらよいか？

以 上

【付 記】

本報告をもとに、拙稿「所有権留保における留保集権者の義務および責任」法教353号別冊付録「判例セレクト2009 [I]」17頁（2010年）および「所有権留保における留保所有権者の地位と物権的請求権の相手方」月刊登記情報583号53頁（2010年）を執筆した。併せて参照されたい。

-
- *1 藤澤治奈「本件判批」NBL909号10頁、中村肇「本件判批」法セミ658号116頁（以上、2009年）。
 - *2 藤澤・前掲（注1）「本件判批」13頁。
 - *3 遠藤元一「本件判批」金判1325号4頁（2009年）。
 - *4 この判決は、第三者が他人の土地上に材木を積み上げて放置した場合も、妨害排除請求の相手方は当該材木の所有者であるとの傍論的例示を展開している。
 - *5 我妻榮＝有泉亨（補訂）『新訂物権法（民法講義Ⅱ）』266頁（岩波書店、1983年）。
 - *6 金山正信『物権法総論』70頁（有斐閣、1964年）。
 - *7 稲本洋之助『民法Ⅱ（物権）』83頁（青林書院新社、1983年）。
 - *8 舟橋諄一＝徳本鎮編『新版注釈民法(6)』192頁（有斐閣、1997年）〔好美清光〕。
 - *9 内田貴『民法Ⅰ〔第4版〕総則・物権総論』369頁（東大出版、2008年）。
 - *10 印藤弘二「本件判批」金法1873号5頁（2009年）。
 - *11 藤澤・前掲（注1）14頁。
 - *12 安永正昭「月極駐車場での契約車両放置と信販会社の立場」金判1314号1頁（2009年）。
 - *13 古積健三郎「判批（平成9年最判）」法教209号99頁（1989年）。
 - *14 道垣内弘人「判批（平成9年最判）」ジュリ1135号（「平成9年度重判解」）78頁（1998年）。
 - *15 道垣内・前掲（注14）「判批」78頁。
 - *16 道垣内・前掲（注14）「判批」78頁。
 - *17 円谷峻「判批（平成9年最判）」リマークス18号51頁（1999年）。
 - *18 安永・前掲（注12）1頁。
 - *19 遠藤・前掲（注3）4頁。
 - *20 執行秀行「意図的不法行為」山田卓生編『新・現代損害賠償法講座1巻』51頁（日本評論社、1997年）。
 - *21 藤澤・前掲（注1）14頁。
 - *22 遠藤・前掲（注3）4～5頁。
 - *23 藤澤・前掲（注1）16頁。

- *24 印藤・前掲（注10） 5 頁。
- *25 安永・前掲（注12） 1 頁。
- *26 千葉恵美子「複合取引と所有権留保」内田貴＝大村敦志編『民法の争点』ジュリ増刊153頁（有斐閣、2007年）は、第三者与信型販売信用取引で用いられる所有権留保を「第三者所有権留保」、そして、従来所有権留保をめぐる議論が念頭にしてきた動産の売主・買主の二当事者間で行われる割賦販売における所有権留保を「売主所有権留保」と呼んでいる。本稿もこうした呼称に従うこととする。
- *27 高木多喜男＝柚木馨編『新版注釈民法(9)』911頁（有斐閣、1998年）〔安永〕。
- *28 佐藤昌義「クレジット会社の所有権留保」NBL463号39頁。
- *29 遠藤・前掲（注3） 5 頁。
- *30 安永・「所有権留保の内容・効力」加藤一郎＝林良平編代『担保法大系第4巻』389頁（金融財政事情研究会、1985年）。
- *31 佐伯仁志＝道垣内弘人『刑法と民法との対話』88頁（有斐閣、2001年）。
- *32 近江幸治『民法講義Ⅲ担保物権〔第2版補訂〕』324頁（成文堂、2007年）、道垣内・『担保物権法〔第3版〕』361頁（有斐閣、2008年）、安永・『講義物権・担保物権法』422頁（有斐閣、2009年）。
- *33 遠藤・前掲（注3） 5～6 頁。
- *34 我妻・前掲（注5）249頁、加藤雅信『新民法大系Ⅱ物権法〔第2版〕』208頁（有斐閣、2005年）。
- *35 印藤・前掲（注10） 5 頁。
- *36 道垣内・前掲（注32）360頁、安永・前掲（注32）422頁。
- *37 遠藤・前掲（注3） 6 頁。
- *38 藤澤・前掲（注1）16頁。
- *39 この判決は、フルペイアウト方式のファイナンス・リース契約のユーザーに会社更生手続が開始された場合の未払いリース料債権の処遇に関して、当該リース契約は、「リース期間満了時にリース物件に残存価値はないものとみて、リース業者がリース物件の取得費その他の投下資本の全額を回収できるようにリース料が算定されているものであって、その実質はユーザーに対して金融上の便宜を付与するものであるから、右リース契約においては、リース料債務は契約の成立と同時にその全額について発生し、リース料の支払が毎月一定額によることと約定されていても、それはユーザーに対して期限の利益を与えるものにすぎず、各月のリース物件の使用と各月のリース料の支払とは対価関係に立つものではない」として、未払いリース料債権の全額が更生債権となる（担保の実質に即した法的処理を行うべき）旨を判示したものである。
- *40 藤澤・前掲（注1）16頁。